

教育・保育提供区域の設定について

1. 教育・保育提供区域とは

【子ども・子育て支援法第61条第2項第1号（抜粋）】

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針より】

小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要。

地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定が必要。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定が必要。

認定区分ごと、地域子ども・子育て支援の事業ごとに設定可能。

子ども・子育て支援事業計画では、「市町村が定める区域」ごとに、「教育・保育」、「地域型保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」の、「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載することとされている。

区域設定にあたり留意すべきポイント

事業量の調整単位として適切か

区域内の児童数や施設数は適切な規模か。

区域ごとに事業量の見込みが算出可能か。

区域ごとに不足分の確保策を打ち出せるか。

事業の利用実態を反映しているか

保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能か。

設定した区域内で事業の確保が可能か。

現在の事業の市の考え方とマッチしているか。

2. 本市で想定される区域設定のパターン

種類	区域数	メリット	デメリット
小学校区 もしくは 中学校区	10 区域 もしくは 5区域	<ul style="list-style-type: none"> ・「校区」に沿っており、子育て世代にとって馴染みやすい ・きめ細かいニーズが見れる 	<ul style="list-style-type: none"> ・供給体制が整わない区域が発生し、「区域内の適切な需給バランス」を基本とした計画が難しい ・区域をまたいだ利用調整が多くなり、区域設定の意義が損なわれる ・勤務地等の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望するニーズを吸収できない ・一時的な需要の増減に左右されやすい ・実際の利用範囲・需給状況とミスマッチを起こす ・必要以上に施設・事業を整備することになり、施設整備が非効率となりやすい
ブロック	4 区域程 (北部・東部・西部・南部)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活圏に沿っており、子育て世代にとって馴染みやすい ・きめ細かいニーズが見れる 	同上
全市	1 区域	<ul style="list-style-type: none"> ・需給調整の柔軟性が高く、利用調整が容易 ・勤務地等の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望するニーズを吸収できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・大まかな需給の検証となり、地域性が考慮できない ・市内のどこかには空きがあるが、居住地から離れているため利用を希望しない等、事業利用の斡旋が困難になる ・利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にない場合がある ・実際の利用範囲・需給状況とミスマッチを起こす

3. 区域設定にあたり留意すべきポイントの整理

留意すべきポイント	小学校区 中学校区	ブロック	全市
区域内の児童数や施設数は適切な規模か			
区域ごとに事業量の見込みが算出可能か			
区域ごとに不足分の確保策を打ち出せるか	×	×	
保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能か			
設定した区域内で事業の確保が可能か	×	×	
現在の事業の市の考え方とマッチしているか			

4. 本市区域設定にあたっての考察

上記3において、留意すべきポイントに基づき、本市で想定される区域設定のパターンについて考察する。

まず、校區別や生活圏によって区域を設定する最大のメリットは、子育て世帯に馴染みやすく、きめ細やかなニーズに対応できるという部分である。

しかしながら、本市の現実として、市域が狭いことや自動車などの交通用具の発達などにより、子育て世帯の教育・保育施設や子育て支援サービスの利用については、校区や生活圏を超えたものとなっている。

そのため、校区や生活圏によって区域を設定した場合、結果として区域をまたいだ利用調整が多くなり、区域設定の意義が損なわれることが想定される。

また、本市東部地域など、一時的な住宅造成などの需要の増減に左右され、必要以上に施設・事業を整備した場合、将来的な需給状況とミスマッチを起し、行政運営上非効率となる可能性が高い。

また、現在の本市の保育所は利用超過の状態であり、子どもの数の増減、保育に対するニーズの地域差を踏まえ、今後の保育ニーズに対応していくには、一定規模の範囲での調整を図っていくことが求められる。

また、一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業などの地域子ども・子育て支援事業については、それぞれのニーズの総量や現在の提供状況を勘案すると、相当規模の提供区域を設定する必要がある。

以上のことから、教育・保育施設事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域としては、城陽市全域を1区域とした区域設定が現実的であると考えられる。

なお、京都府下の他市町村においても、市域の大きさや施設数の偏りに関わらず、市域を1区域とした区域設定がなされる予定である。